

(入 札 説 明 書)

この入札説明書は、令和4年4月4日に公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

富良野市総務部財政課契約管財係

2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 清水山線道路改良工事(第1工区)
- (2) 工事場所 北海道富良野市字清水山
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から令和4年12月20日まで
- (4) 工事概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。
- (5) この工事は、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づく、地域限定型一般競争入札で実施する工事である。
- (6) 分別解体等の実施の義務付け
この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加条件は単体企業又は2社による共同企業体とし、主に必要な要件は下記のとおりとする。

(1) 単体企業の要件

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく土木一式工事の建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
- ウ 令和4年度富良野市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- エ ウの資格審査において富良野市の土木工事に係る格付けが、A1又はA2等級に格付けされていること。

(2) 共同企業体の要件

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく土木一式工事の建設業の許可を受けていること。
- イ 令和4年度富良野市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ウ イの資格審査において富良野市の土木工事に係る格付けが、A1及びA2等級に格付けされた者の中から、2社で構成する共同企業体とする。
- エ 共同企業体は、特定建設工事共同企業体協定書により、共同施工方式(甲型)の建設工事共同企業体を結成するものとする。
- オ 入札に参加する共同企業体の構成員は、同一入札に参加する、他の共同企業体及び単体企業と重複して構成員にはなれない。
- カ 共同企業体の出資比率は、30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- キ 共同企業体の代表者は、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

(3) 共通資格要件

- ア 入札執行の日までの間に、富良野市の建設工事等競争入札参加資格者指名停止事務処理規程(平成6年訓令第4号)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- イ 富良野市の競争入札参加排除基準の規定により富良野市発注工事等から入札参加を除外さ

れていない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の富良野市競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

エ 富良野市内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

オ 過去に富良野市内で官公庁が発注した同種工事を元請けで施工し実績があること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の場合のものに限る。

カ 富良野市が所管する工事の当該工事資格における前年及び前々年に完成した工事の工事施工成績の平均点が65点以上であること。又、過去2年間で低入札工事の施工において工事成績が65点以上であること。

キ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

ク 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

ケ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

コ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

4 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、単体企業の場合は地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)に関係書類(別記第2号～第5号様式)を貼付して、さらに共同企業体の場合は特定建設工事共同企業体協定書を提出しなければならない。

ア 特定関係調書(別記第2号様式)

イ 類似工事施工実績調書(別記第3号様式)

ウ 工事实績証明書(別記第4号様式)

エ 配置予定技術者調書(別記第5号様式)

(ア) 申請時点で先に申請済みの他の入札(他官庁発注工事を含む。以下同じ。)が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者(現場代理人を含む。以下同じ。)を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

(イ) 申請から入札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあつては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

b 申請した入札の入札日までに、完了する予定の工事(以下「他の工事」という。)の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更(設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。)により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者とするすることができない場合

(ウ) 複数の入札に係る申請を同時に行う場合にあつては、(ア)に準じて申請しなければならない。

(3) 提出期間

令和4年4月5日(火)から令和4年4月11日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

(4) 提出場所

北海道富良野市弥生町1番1号
北海道富良野市役所総務部財政課契約管財係
電話番号0167-39-2306

(5) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(6) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 留意事項

- ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間(フレックス工期)と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とすることはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。
 - (ア) 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間
 - a 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合
 - b 工事を一時中止している場合その他これらに類する場合
- イ 申請書類の提出後、CORINS等により配置予定監理技術者等の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。
- ウ 落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者等の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、支出負担行為担当者がやむを得ない事情があると認め、配置予定監理技術者の変更を承認した場合を除く。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和4年4月15日(金)までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和4年4月20日(水)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道富良野市弥生町1番1号
北海道富良野市役所総務部財政課契約管財係

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道富良野市弥生町1番1号
北海道富良野市役所総務部財政課契約管財係
電話番号0167-39-2306

8 入札執行(開札)の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年4月26日(火) 午前9時00分
- (2) 場所 富良野市役所 3階 第3会議室

9 入札方法等

- (1) 郵便、電報等による入札は認めない。
- (2) 入札回数は、2回までとする。
- (3) 入札時に積算内訳書を提出すること。
- (4) 予定価格は事後公表とする。
- (5) 低入札価格調査制度に係る基準価格を設定している。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。
- (7) 最低の価格となる同価格の入札をした者が2者以上であるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (8) 入札執行の際、入札者が1者以下の場合は入札を中止する。

10 入札保証金 免除します。

- 11 契約保証金 単体企業の場合は、契約金額の10/100に相当する金額以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた場合は、30/100に相当する金額以上とする。
共同企業体の場合は、免除します。

12 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができる。
 - ア 閲覧期間
令和4年4月8日(金)から令和4年4月25日(月)まで
 - イ 閲覧場所
富良野市建設水道部縦覧場所
- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。
 - ア 受付期間
令和4年4月8日(金)から令和4年4月18日(月)まで
 - イ 提出方法
質疑書に記入の上、提出先のメールアドレスまで電子メールにて提出。質疑書の添付形式はExcel形式とすること。件名は「清水山線道路改良工事(第1工区)質疑書」と記載すること。
提出先:富良野市建設水道部都市施設課
E-mail:toshishisetsu@city.furano.hokkaido.jp
- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間
令和4年4月20日(水)から令和4年4月25日(月)まで
 - イ 閲覧場所
富良野市ホームページ(<http://www.city.furano.hokkaido.jp/>)

13 支払条件

- 前金払
契約金額の4割に相当する額以内とする。

中間前金払

契約金額の2割に相当する額以内とする。

14 契約書作成の要否

必要とする。

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定する富良野市議会の議決を要する工事であるので、落札者を決定した場合は仮契約書を締結し、富良野市議会の議決を得たときは本契約を締結する。

15 その他

- (1) 開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第134条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札に参加する者は、建設工事競争入札心得、その他関係法令の規定を承知して下さい。
- (3) 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の聴取及び公正取引委員会への通報を行うことがあります。

また、契約締結後に入札談合の事実が認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあります。

【入札説明書別記】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3の(3)のロ

本工事に係る設計業務等の受託者は、パシフィックコンサルタンツ株式会社です。

3の(3)のケ及びコ

特定関係調書(別記第2号様式)を提出して下さい。
